

任期付研究員の公募について

文部科学省科学技術・学術政策研究所(NISTEP)は、国の科学技術・学術政策立案プロセスの一翼を担うために、国家行政組織法の規定に基づき文部科学省組織令により設置されている文部科学省直轄の国立試験研究機関です。行政ニーズを的確にとらえ、意思決定過程への参画を含めた行政部局との連携、協力を行うことが期待されており、以下の3つの役割を担っています。

- 将来新たに発生する政策課題を予見し、自発的かつ掘り下げた調査研究を行う。
- 行政部局からの要請を踏まえ、機動的な調査研究を行う。
- 科学技術・学術政策研究の中核機関として、他の研究機関や研究者と連携して研究活動を展開し、基盤となる各種データを提供する。

このたび、第1研究グループにおいて、NISTEPが有するこれらの役割を踏まえ、以下のとおり、研究員又は主任研究官を公募します。

1. 募集人員 1名
2. 専門分野 経済学又は経営学(いずれも、科学技術・イノベーションに関する実証分析に基づくもの)
3. 採用官職名 研究員又は主任研究官
(研究員の場合は、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第3条第1項第2号の規定に基づく若手育成型任期付研究員の採用)
(主任研究官の場合は、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第3条第1項第1号の規定に基づく招へい型任期付研究員の採用)
4. 所属部署 文部科学省 科学技術・学術政策研究所 第1研究グループ(予定)
5. 応募資格 次の(1)から(5)までのいずれをも満たすこと。
【研究員の場合】
(1) 上記専門分野における大学院博士課程修了の学歴又はそれと同等程度以上の能力を有する者。
(2) 独立して実施した研究の業績を有する者又はそれと同等程度と認められる資質を有する者。

- (3) 上記専門分野について専門的能力を有するとともに、研究開発活動や科学技術・イノベーション政策に係る広範な関連分野について文献資料（特に英語の文献）を不自由なく理解し、応用できる能力を有すること。
- (4) ミクロ定量分析に精通するとともに、同様の分析を自ら行う能力を有する者。
- (5) 業務内容について議論することのできる英語力を有すること。

【主任研究官の場合】

- (1) 上記専門分野における大学院博士課程修了の学歴又はそれと同等程度以上の能力を有する者。
- (2) 独立して実施した研究の業績を有する者又はそれと同等程度と認められる資質を有する者。
- (3) 上記専門分野について専門的能力を有するとともに、研究開発活動や科学技術・イノベーション政策に係る広範な関連分野について文献資料（特に英語の文献）を不自由なく理解し、応用できる能力を有すること。
- (4) ミクロ定量分析に精通するとともに、同様の分析を自ら行う能力を有する者。
- (5) 業務内容について議論することのできる英語力を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できない。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員になることができない者

上記応募資格に基づき、研究員又は主任研究官に採用する。

6. 職務内容

所属部署において、必要に応じ他の構成員と協力・連携の下、次に示す調査研究業務に従事し、成果を報告書等としてとりまとめる。なお、主任研究官の場合は、更に所属部署のサブリーダーとして、部署内の調査研究活動の調整、指導等も行う。

- (1) イノベーションの生成プロセス及びイノベーションの成果が与える経済的な影響を理論的・定量的に解明するための調査研究
- (2) 科学技術・イノベーション政策の効果を経済学的な観点から解明及び評価するための理論的・計量的な調査研究
- (3) (1) 及び (2) に関する統計の作成（統計調査の計画、実施、結果作成、結果公表等を含む。）に係る業務

7. 採用予定日 令和7年4月1日（ただし、事情によってはこの限りではない。）
8. 任用期間 原則として3年間
（任期更新審査を経て、最長5年間まで延長の可能性あり。）
9. 勤務条件
- （1）報酬 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）等に基づき支給する。
 - （2）勤務時間 09:30～18:15＜休憩：12:00～13:00＞
※ フレックスタイム勤務制度あり。
 - （3）休暇 原則として、週休2日（土、日）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）。年次有給休暇、夏期休暇等の特別休暇、病気休暇等あり。
 - （4）その他 健康保険及び年金は、文部科学省共済組合に加入する。
10. 提出書類
- （1）志望理由書（A4用紙1枚程度。上記職務内容に掲げる各項目に関する意見及び問題意識を含めること。）
 - （2）履歴書（市販の用紙で可、写真を貼付のこと。）
 - （3）研究業績又は上記応募資格に関連した過去の業務実績を記述した文書
 - （4）主な研究業績等の別刷り等（コピー可）
 - （5）推薦状（1通）があることが望ましい。
- ※ 提出書類の返却は行わない。
11. 応募期限 郵送の場合、令和7年1月17日（金）必着
電子メールの場合、同日15時までとする。
12. 応募書類の提出方法及び提出先 郵送又は電子メール添付による送付から選択し提出すること。ただし、審査に必要な業績資料等（主に、提出書類（4）（5））で電子化が困難又は非効率なものは、一部を郵送として提出することも可能とする。なお、提出された書類は本公募の選考にのみ使用し、選考後書類は返却しない。
書類は、応募者本人からの提出を原則とするが、厳封が必要な推薦状については、推薦者から電子メール等による直送も受け付ける。
- ① 郵送の場合
封筒に「第1研究グループ研究職員応募」と朱筆し、「簡易書留」で送付する。

【提出先】

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-2

中央合同庁舎第7号館東館16階

科学技術・学術政策研究所 総務課 庶務係

② 電子メール添付による送付の場合

件名を「第1研究グループ研究職員応募」とし、提出書類をPDFファイルとして提出する。

提出書類には応募者が任意のパスワードを設定し、パスワードの通知は別メールにより行うこと。

【提出先】

saiyo=nistep.go.jp (「=」を「@」に置き換えて送付して下さい。)

13. 選考方法

書面選考(1次)、面接(2次)

※ 面接は、対面を原則とするが、海外在住者や国内遠隔地在住者についてはオンラインで行う場合もある。

14. 問合せ先

科学技術・学術政策研究所 総務課 庶務係

電話： 03-3581-2391

電子メール： saiyo=nistep.go.jp

(「=」を「@」に置き換えて送付下さい。)

15. 参 考

一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号)は、次のURLで確認することができる。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/409AC0000000065>